

令和 7（2025）年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 （地域伝統文化継承事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、地域伝統文化継承活動を行う団体に対し、事業費の一部を助成しています。

文化活動の振興をさらに推進するため、令和 7 年度栃木県文化振興基金助成事業（地域伝統文化継承事業）を募集します。

2 助成対象事業

国指定・国選択・県指定・市町指定の無形民俗文化財で民俗芸能及び年中行事に係る「用具、衣装の修理又は更新等」、「記録作成」、「その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業」が対象となります。ただし、申請事業について市町が経費の一部を負担することが条件となります。

なお、県指定については、「用具、衣装の修理又は更新等」は対象になりません。

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日から令和 8（2026）年 3 月 31 日まで

※ 令和 8（2026）年 3 月 31 日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)までの条件を全て満たす団体とします。

- (1) 県内に住所又は活動拠点があること。
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること。

5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- ① 地域住民に公開されないものに対する修理又は更新等
- ② 既に国、県、その他の団体等から助成を受けている事業
- ③ 地域の伝統文化の調査、保存又は整備のための計画策定に係る事業
- ④ 専ら営利を目的とする事業
- ⑤ 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

6 助成金の額

助成金の限度額は 50 万円です。ただし、知事が特別に認める場合については、100 万円を上限に助成します。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額全てを満たすとは限りません。

市町補助額と同額以下であり、次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもの）の10分の4以内とします。

○用具及び衣装の修理又は更新等

需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、備品購入費

○記録作成

報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料

○その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業

恒常的な経費を除き、必要と認められるもの（例：後継者育成のために使用する練習用の楽器等の購入）

7 提出方法

(1) 応募締切

令和7（2025）年4月30日（水）17:00

<必着>

(2) 申請方法

持参または郵送により、下記(3)の書類を提出してください。

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

①様式1 ②附表1-2（事業計画書） ③附表2-2（収支予算書）

(4) 申請書の提出先

各市町文化財関係担当課

※各市町文化財関係担当課を経由し、上記締切までに県へ御提出ください。

(5) 留意事項

- ① 応募は、1団体につき1事業とします。
- ② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

8 その他

- ・選定結果は、各市町文化財関係担当課へ通知します。
- ・この募集要項に記載のない事項については、「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」に従って取扱います。

9 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化財保護担当

E-mail:bunkazai@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3424

FAX:028-623-3426